

時間外保育（預かり保育・延長保育）の利用者負担額

時間外保育（預かり保育，延長保育）を利用する園児の保護者から，次表に掲げる費用をお支払いいただきます。

< 1号認定子ども > ◎幼稚園の教育日数による登園日

区分	平 日			料金
	月～金	午前保育日	13時降園日	
早朝	7:30～8:00			1回100円
	8:00～8:30			1回100円
	8:30～10:00			無 料
午後	14:00	11:00	13:00	無 料
	～15:30	～13:00	～14:30	
		13:00～15:30		1回150円
				14:30～15:30
	15:30～16:00			1回100円
	16:00～16:30			〃
	16:30～17:00			〃
	17:00～17:30			〃
	17:30～18:00			〃
	18:00～18:30			〃
18:30～19:00			〃	

※19時を超過した場合，1回1,000円を徴収。以降30分ごとに1回1,000円を徴収。

※利用時間帯によっては，おやつ代を別途徴収。

※非課税。

※上表の金額は，年度ごと見直しを行うことがある。変更となる場合には，その都度・お便り等で事前に明示する。

◎土曜日（家庭保育の日）・長期休業（夏・冬・春の希望保育），振替休日

区分	土曜日、運動会等の振替休日、 夏・冬・春の長期休業日	料金
早朝	7:30～8:00	1回100円
	8:00～8:30	1回100円
全日	8:30～16:00	1回1,500円
午前のみ	8:30～13:00	1回900円
午後1	13:00～14:30	1回300円
午後2	14:30～16:00	1回300円
延長	16:00～16:30	1回100円
	16:30～17:00	〃
	17:00～17:30	〃
	17:30～18:00	〃
	18:00～18:30	〃
	18:30～19:00	〃

※土曜日は信学会松本南幼稚園との共同預かりを信学会松本南幼稚園にて行います。

※19時を超過した場合，1回1,000円を徴収。以降30分ごとに1回1,000円を徴収。

※利用時間帯によっては，おやつ代を別途徴収。

※非課税。

※上表の金額は，年度ごと見直しを行うことがある。変更となる場合には，その都度・お便り等で事前に明示する。

< 2号・3号認定子ども >

利用時間		時間	延長保育料	
			保育標準時間利用児 (7:30~18:30 利用者)	保育短時間利用児 (8:30~16:30 利用者)
早朝保育	7:30~8:30	60分	市町村が定める額	
延長保育	16:30~18:30	120分		
	18:30~19:00	30分		

※土曜日は信学会松本南幼稚園との共同保育を信学会松本南幼稚園にて行います。

※19時を超過した場合、1回1,000円を徴収。以降30分ごとに1回1,000円を徴収。

※利用時間帯によっては、おやつ代を別途徴収。

※上表の金額は、年度ごと見直しを行うことがあります。変更となる場合には、その都度お便り等で事前にお知らせします。

< 2号・3号認定子ども 緊急延長保育料 >

利用時間		時間	延長保育料	
			保育標準時間利用児 (7:30~18:30 利用者)	保育短時間利用児 (8:30~16:30 利用者)
早朝保育	7:30 ~ 8:00	30分	/	100円
	8:00 ~ 8:30	30分		100円
延長保育	16:30 ~ 17:00	30分		100円
	17:00 ~ 17:30	30分		100円
	17:30 ~ 18:00	30分		100円
	18:00 ~ 18:30	30分		100円
	18:30 ~ 19:00	30分		100円

※土曜日は信学会松本南幼稚園との共同預かりを信学会松本南幼稚園にて行います。

※19時を超過した場合、1回1,000円を徴収。以降30分ごとに1回1,000円を徴収。

※利用時間帯によっては、おやつ代を別途徴収。

※非課税。

※上表の金額は、年度ごと見直しを行うことがあります。変更となる場合には、その都度お便り等で事前にお知らせします。